

○第180回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：令和2年2月7日（金） 13：59～14：22

議事概要：

（1）農薬（ピリフルキナゾン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ピリフルキナゾンの許容一日摂取量（ADI）を0.005 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.05 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、りんご、ばれいしょ等に使用します。今回、てんさい、カリフラワー等への適用拡大申請がされています。

（2）ビキサフェンの食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、日本国内での登録はありません。今回、インポートトレランス設定（小麦、だいたい等）の要請がされています。